

令和8年度山形県次世代タクシー導入促進事業費補助金 募集要項

山形県地域交通政策課

令和8年10月9日

1 目的・補助対象事業

長期化する燃料費の高騰等により厳しい経営状況に置かれているタクシー事業者が、次世代タクシーを導入する場合、その経費の一部を補助します。

2 補助の内容

補助対象事業者	山形県内に本社又は営業所があり、一般乗用旅客自動車運送事業を行っているタクシー事業者
補助対象車両	補助金の交付の対象となる車両は、次の各号に掲げる要件を全て満たす次世代タクシーとする。 (1) 県内に使用の本拠を置く車両であること。 (2) 一般乗用旅客自動車運送事業を行うために使用する車両であること。 (3) 国土交通省が所轄する運輸支局若しくは検査登録事務所又は軽自動車検査協会において、<u>令和8年9月14日から令和9年2月26日までの間に、新規登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録をいう。）又は車両番号の指定（同法第60条第1項に規定する車両番号の指定をいう。）がされた車両であること。</u> ※次世代タクシーとは、EV（電気自動車）、FCV（燃料電池自動車）、PHEV（プラグインハイブリッド自動車）、HV（ハイブリッド自動車）のタクシー車両
補助対象経費	<u>令和8年9月14日以後に発注し、令和9年2月28日までに支払を完了した</u> 補助対象車両の車両本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補助額	EV（電気自動車）：1台当たり600,000円 FCV（燃料電池自動車）：1台当たり600,000円 PHEV（プラグインハイブリッド自動車）：1台当たり300,000円 HV（ハイブリッド自動車）：1台当たり300,000円
上限	1事業者あたり合計5台まで

3 受付期間

交付申請書の様式公開：令和8年10月9日（金）

交付申請書の受付：令和8年10月9日（金）～令和9年1月29日（金）（必着）

実績報告書の受付期限：令和9年3月5日（金）（必着）

4 補助金の支払いまでの手続き

- 令和8年度9月補正予算の成立後に公開する本補助金に係る交付要綱の規定により、下記6の窓口宛てに、補助金交付申請書及び添付書類一式を提出してください。
- 申請は先着順で受け付けし、予算額に達し次第、受付期間中であっても受付を終了する予定です。
- 事業完了後、速やかに、補助事業実績報告書及び添付書類一式を提出してください。
- 補助金の額の確定後、御指定の口座に振り込みとなります。

5 その他

- 本補助金は令和8年度山形県地域公共交通利便性向上等支援事業費補助金（ユニバーサルデザインタクシー導入事業）との併用が可能です。
- 補助を受けるには、県や市町村、交通事業者等で構成されている山形県地域公共交通活性化協議会に対するアンケートの回答及び政府報告資料の提供並びにそれらのオープンデータ利活用のためのデータの公表等の協力に応じることが要件となります。

6 お問い合わせ窓口

山形県 みらい企画創造部 地域交通政策課 地域交通・物流対策担当
〒990-8570 山形市松波2丁目8-1
電話 023-630-3417
FAX 023-630-3082